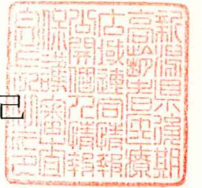


答 申 書

令和4年11月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



令和4年11月8日付け新広総第350号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

- 1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の改正について
 - (1) 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例と個人情報の保護に関する法律の不開示としている情報の整合について
 - (2) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務の変更について

審査会の意見	(1) 情報公開条例の不開示としている情報の規定を改正法の不開示としている情報の規定と整合させることが適当である。 (2) 審査会の所掌事務のうち、改正法で許容されていない事項については所掌事務から除くことが適当である。 また、現行の個人情報保護条例の廃止に伴い、条例からの条名等の引用や字句の改正を行うことが適当である。
--------	---

